日本ハンドボールリーグ期限付移籍契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「移籍元チーム」）、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、「選手」という）と

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「移籍先チーム」）は、選手の期限付移籍に関し、次のとおり契約を締結する。

第１条［移籍］

移籍元チームと移籍先チームとは、選手の同意に基づき、＿＿＿年＿＿月＿＿日から＿＿＿年＿＿月＿＿日までの期間、選手を移籍先チームに期限付移籍させる。

第２条［移籍先チーム選手契約の優先］

選手が移籍先チームに移籍している期間（以下「移籍期間」という）については、移籍先チームと選手の間に締結される契約（以下「移籍先チーム選手契約」という）が、移籍元チームと選手の間に締結される契約（以下「原契約」という）に優先し、移籍先チーム選手契約のみが適用されるものとする。なお、原契約の有効期間はこれによって影響を受けないものとする。

第３条［移籍期間中の報酬等］

(1)　移籍期間中の報酬等について移籍先チームと選手とは、移籍先チーム選手契約を締結する。

(2)　移籍先チーム選手契約に定める基本報酬額は、原則として原契約と同条件とする。

(3)　選手は、交通費、宿泊費および引っ越し費用の実費を、移籍するときは移籍先チームに、再移籍するときは移籍元チームにそれぞれ請求することができる。

第４条［移籍補償金］

移籍期間満了後、選手が移籍先チームに完全に移籍する場合、移籍元チームが移籍先チームに請求することができる移籍補償金は、次の各号のとおりとする。

①　原契約の期間満了前に完全移籍する場合　：　移籍元チームと移籍先チームとが合意した額

②　原契約の期間満了後に完全移籍する場合　：　移籍補償金は発生しない

第５条［原契約の更新手続き］

移籍期間中に原契約の更新手続きを行う時期が到来した場合、移籍元チームが必要な諸手続きを行う。ただし、移籍元チーム、移籍先チームおよび選手の三者において完全なる移籍に関する合意が既に為されている場合は、移籍先チームが行うものとする。

第６条［メディカルチェック］

(1)　移籍先チームは、選手を移籍期間開始前に移籍元チームが同意する医師によるメディカルチェックを行うことができ、選手が移籍先チーム選手契約の義務を充分に果たせないと判断した場合は、本契約を即刻解約することができる。

(2)　移籍元チームは、移籍期間満了前に移籍先チームが同意する医師によるメディカルチェックを行うことができる。

第７条［選手の疾病および傷害］

移籍期間中における選手の健康管理、傷害・疾病予防および治療については、移籍先チームがその責任を負う。

第８条［再移籍］

(1)　移籍期間中選手が移籍先チームにおいてハンドボール選手としての運動能力を著しく喪失したことが第 6 条第２項のメディカルチェックにより判明した場合、移籍元チームの選択により選手を再移籍させないことができる。

(2)　移籍元チームが前項の選択を行った場合、原契約残存期間の移籍元チームの基本報酬支払い義務は、移籍先チームが移籍元チームに代わって履行する。ただし、移籍元チームが支払うべき成果報酬等の報酬についてはこの限りではない。

第９条［保　管］

本契約書は正本３通を作成し、移籍元チームと移籍先チームの代表者および選手が署名し、それぞれ１通ずつを保管する。

契約締結日：＿＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

移籍元チーム

（住所）

（チーム名）

（代表者名）　　印

移籍先チーム

（住所）

（チーム名）

（代表者名）　　印

選　手

（住所）

（氏名）　　印

選手の法定代理人（親権者または後見人）※未成年の場合

（住所）

（氏名）　　印